

定期報告制度

建築基準法では、国及び特定行政庁（横浜市）が指定する一定規模以上の建築物の所有者又は管理者に、建築物や昇降機等を、専門技術を有する資格者に定期的に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告すること定めています。この制度を建築基準法第12条による建築物等の定期報告制度といいます。

■ 関係法令等

建築基準法 - 抜粋 -

（報告、検査等）

第12条 第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第3項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第3項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第3項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 （略）

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第12条の三第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4 （略）

5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分（以下「建築材料等」という。）の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査（以下「建築物に関する調査」という。）の状況に関する報告を求めることができる。

- 一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者
- 二 第77条の21第1項の指定確認検査機関
- 三 第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関

6～8 （略）

建築基準法施行令 - 抜粋 -

(定期報告を要する建築物等)

- 第16条** 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。
- 一 地階又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が100平方メートル以上の建築物
 - 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
 - 三 法別表第1(イ)欄(2)項又は(4)項に掲げる用途に供する建築物
 - 四 3階以上の階を法別表第1(イ)欄(3)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が2000平方メートル以上の建築物
- 2** 法第12条第1項の政令で定める建築物は、第14条の2に規定する建築物とする。
- 3** 法第12条第3項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。
- 一 第129条の三第1項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
 - 二 防火設備のうち、法第6条第1項第一号に掲げる建築物で第1項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

建築基準法施行規則 - 抜粋 -

(建築物の定期報告)

- 第5条** 法第12条第1項の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね6月から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。）とする
- 一 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について、建築主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（新築又は改築（1部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合
 - 二 法第12条第1項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の新築又は改築（1部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合
- 2** 法第12条第1項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3** 法第12条第1項の規定による報告は、別記第36号の2様式による報告書及び別記第36号の3様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の2様式、別記第36号の3様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める

事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。

- 4 法第 12 条第 1 項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(建築設備等の定期報告)

第 6 条 法第 12 条第 3 項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね 6 月から 1 年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一 法第 12 条第 3 項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第 7 条第 5 項（法第 87 条の 2 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第 7 条の 2 第 5 項（法第 87 条の 2 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合

二 法第 12 条第 3 項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合

- 2 法第 12 条第 3 項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3 法第 12 条第 3 項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第 36 号の 4 様式による報告書及び別記第 36 号の 5 様式による定期検査報告概要書に、建築設備（昇降機を除く。）にあつては別記第 36 号の 6 様式による報告書及び別記第 36 号の 7 様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第 36 号の 8 様式による報告書及び別記第 36 号の 9 様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第 36 号の 4 様式、別記第 36 号の 5 様式、別記第 36 号の 6 様式、別記第 36 号の 7 様式、別記第 36 号の 8 様式、別記第 36 号の 9 様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする
- 4 法第 12 条第 3 項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(工作物の定期報告)

第 6 条の 2 の 2 法第 88 条第 1 項及び第 3 項において準用する法第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定による報告の時期は、法第 66 条に規定する工作物（高さ 4 メートルを超えるものに限る。以下「看板等」とい

う。)又は法第88条第1項に規定する昇降機等(以下単に「昇降機等」という。)(次項及び次条第1項においてこれらを総称して単に「工作物」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで)の間隔において特定行政庁が定める時期(次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。)とする。

一 法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の政令で定める昇降機等について、築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証(新築又は改築(1部の改築を除く。))に係るものに限る。)の交付を受けた場合

二 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定により特定行政庁が指定する工作物について、築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証(当該指定があつた日以後の新築又は改築(1部の改築を除く。))に係るものに限る。)の交付を受けた場合

2 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による調査及び検査は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査及び検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告は、看板等にあつては別記第36号の6様式による報告書及び別記第36号の7様式による定期検査報告概要書に、観光用エレベーター等にあつては別記第36号の4様式による報告書及び別記第36号の5様式による定期検査報告概要書に、令第138条第2項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設(以下単に「遊戯施設」という。)にあつては別記第36号の10様式による報告書及び別記第36号の11様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の4様式、別記第36号の5様式、別記第36号の6様式、別記第36号の7様式、別記第36号の10様式、別記第36号の11様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が工作物の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

横浜市建築基準法施行細則－抜粋－

(建築物の定期報告)

第6条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物（同項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）は、次の表の(あ)の欄に掲げる用途に応じ、それぞれ同表の(い)の欄に掲げる要件に該当する建築物とする。

	(あ)	(い)
(1)	法別表第1(い)欄(1)項に掲げる用途（屋外観覧場を除く。）	政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、次のいずれかに該当するもの（避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。） ア 地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの（地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のもの（以下「特定規模建築物」という。）を除く。） イ 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、ホテル又は旅館	政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの（避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないもの又は特定規模建築物を除く。）
(3)	児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設があるものに限り、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号。以下「定期報告を要しない建築物等を定める告示」という。）第1第2項に掲げる高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（以下「高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途」という。）を除く。）	次のいずれかに該当するもの（避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。） ア 法第6条第1項第1号又は政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの（特定規模建築物を除く。） イ (あ)の欄に掲げる用途に供する2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの
(4)	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途	政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの（避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないもの又は特定規模建築物を除く。）
(5)	法別表第1(い)欄(3)項に掲げる用途（学校又は学校に附属する体育館その他これに類するものを除く。）	政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの（避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないもの又は特定規模建築物を除く。）
(6)	法別表第1(い)欄(4)項に掲げる用途	政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの（避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないもの又は特定規模建築物を除く。）
(7)	勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所	次のいずれかに該当するもの（避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないもの

		を除く。) ア 法第6条第1項第1号又は政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの(特定規模建築物を除く。) イ (あ)の欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの ウ (あ)の欄に掲げる用途に供する2階の部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
(8)	個室ビデオ店等	法第6条第1項第1号又は政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、(あ)の欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
(9)	この表の(1)の項から(8)の項までの(あ)の欄に掲げる用途のうち、2以上の用途に供する建築物(定期報告を要しない建築物等を定める告示第1第1項各号に掲げるもの又はこの表の(1)の項から(8)の項までに該当するものを除く。)に係るこれらの用途	次のいずれかに該当するもの(避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。) ア 法第6条第1項第1号又は政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの(特定規模建築物を除く。) イ (あ)の欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの ウ (あ)の欄に掲げる用途に供する2階の部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの

2 法第12条第1項の規定による報告(以下「特定建築物に係る定期報告」という。)の時期は、3年ごとに市長が別に定める期間(以下「特定建築物の定期報告期間」という。)とする。この場合において、法第12条第1項の規定による調査(以下「定期調査」という。)の時期は、特定建築物に係る定期報告を行う日前3箇月以内でなければならない。

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号。以下「定期報告の調査項目等を定める告示」という。)第2に基づき規則で付加する定期調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 政令第16条第1項及び第1項に掲げる特定建築物(以下「定期報告対象特定建築物」という。)のうち地下街であるもの 市長が告示で定めるもの
- (2) 個室ビデオ店等の用途に供する建築物 次の表の(あ)の欄から(う)の欄までに掲げるもの

	(あ)調査項目		(い)調査方法	(う)判定基準
(1)	居室の廊下の幅	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第43条の2の規定に適合しないこと。ただし、条例第53条の7の規定が適用され、かつ、階避難安全性能(政令第129条第2項に規定する階避難安全性能をいう。)に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は条例第53条の8の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能(政令第129条

				の2第3項に規定する全館避難安全性をいう。)に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(2)	直通階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	条例第43条の3の規定に適合しないこと。
(3)	客用の出口	出口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	条例第43条の4第1項の規定に適合しないこと。
(4)		戸の設置の状況	目視及び作動により確認する。	条例第43条の4第2項の規定に適合しないこと。

4 個室ビデオ店等の用途に供する建築物で次の各号のいずれにも該当しないものに係る定期調査については、定期報告の調査項目等を定める告示第3に基づき、定期報告の調査項目等を定める告示別表1の部から3の部まで及び6の部に掲げる調査項目は、適用しない。

- (1) 定期報告を要しない建築物等を定める告示第1第1項各号に該当する建築物
- (2) 第1項の表の(1)の項から(7)の項まで及び(9)の項の(あ)の欄に掲げる用途に応じ、それぞれ同表の(い)の欄に掲げる要件に該当する建築物

5 定期報告対象特定建築物のうち地下街であるもの及び個室ビデオ店等の用途に供する建築物に係る特定建築物に係る定期報告においては、省令第5条第3項本文に規定する調査結果表に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める調査結果表を添付するものとする。

- (1) 定期報告対象特定建築物のうち地下街であるもの 市長が告示で定める調査結果表
- (2) 個室ビデオ店等の用途に供する建築物 第4号様式の2の調査結果表(個室ビデオ店等)

6 省令第6条の3第5項第2号の規定により同条第2項第7号に掲げる書類について市長が定める期間は、当該特定建築物に係る定期報告を受けた日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間とする。

(建築設備等の定期報告)

第7条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等(同項に規定する特定建築設備等をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いもの。ただし、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。
- (2) 定期報告対象特定建築物に設置される機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備、排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置
- (3) 前条第1項に掲げる特定建築物又は同項の表の(3)の項(あ)の欄に掲げる用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに設置される防火設備(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。)

2 法第12条第3項の規定による報告(以下「特定建築設備等に係る定期報告」という。)の時期は、毎年(省令第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、当該特定建築設備等の設置者が法第87条の4において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付(以下この項において「検査済証の交付」という。))を受けた日の属する年(市長が認める場合には、市長が定め

る年) から起算して3年を経過した年又は3の倍数の年を経過したごとの年に限る。)、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。この場合において、法第12条第3項の規定による検査(以下「定期検査」という。)の時期は、政令第16条第3項第1号に掲げる特定建築設備等及び前項第1号に掲げる小荷物専用昇降機(以下「昇降機である特定建築設備等」という。)にあっては定期報告を行う日前1箇月以内、政令第16条第3項第2号並びに前項第2号及び第3号に掲げる特定建築設備等(以下「昇降機以外の定期報告対象特定建築設備等」という。)にあっては定期報告を行う日前3箇月以内でなければならない。

(1) 昇降機である特定建築設備等 当該特定建築設備等の設置者が検査済証の交付を受けた日の属する月(市長が認める場合には、市長が定める月)と同じ月

(2) 昇降機以外の定期報告対象特定建築設備等 市長が定める期間(以下「昇降機以外の定期報告対象特定建築設備等の報告期間」という。)

3 定期報告対象特定建築物のうち地下街であるものに設ける特定建築設備等に係る定期検査は、省令第6条第2項及び省令第6条の2第1項に基づき国土交通大臣が定めるところによるほか、市長が告示で定めるところにより行うものとする。

4 省令第6条の3第5項第2号の規定により同条第2項第8号に掲げる書類について市長が定める期間は、当該特定建築設備等に係る定期報告を受けた日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間とする。

(工作物の定期報告)

第7条の2 法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告(以下この条及び次条において「工作物に係る定期報告」という。)の時期は、毎年(省令第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、当該工作物の築造主が法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付(以下この項において「検査済証の交付」という。)を受けた日の属する年(市長が認める場合には、市長が定める年)から起算して3年を経過した年又は3の倍数の年を経過したごとの年に限る。)、当該工作物の築造主が検査済証の交付を受けた日の属する月(市長が認める場合には、市長が定める月)と同じ月とする。この場合において、法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による検査(次条第3項において「工作物に係る検査」という。)の時期は、工作物に係る定期報告を行う日前1箇月以内でなければならない。

2 省令第6条の3第5項第2号の規定により同条第2項第9号に掲げる書類について市長が定める期間は、当該工作物に係る定期報告を受けた日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間とする。

(定期報告に係る建築物又は建築設備等の休止等に関する届出)

第7条の2の2 定期報告対象特定建築物、昇降機である特定建築設備等、昇降機以外の定期報告対象特定建築設備等及び政令第138条の3に規定する昇降機等(以下「定期報告対象特定建築物等」という。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用の休止をしたときは、速やかに、第4号様式の3の定期報告対象特定建築物等の使用休止届を市長に提出するものとする。

(1) 定期報告対象特定建築物 最後に特定建築物に係る定期報告を行った日の属する年の翌年以降最初の特定建築物の定期報告期間の末日以後の日までの休止

- (2) 昇降機である特定建築設備等 最後に特定建築設備等に係る定期報告を行った日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過する日以後の日までの休止
 - (3) 昇降機以外の定期報告対象特定建築設備等 最後に特定建築設備等に係る定期報告を行った日の属する年の翌年以降最初の昇降機以外の定期報告対象特定建築設備等の報告期間の末日以後の日までの休止
 - (4) 政令第138条の3に規定する昇降機等 最後に工作物に係る定期報告を行った日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過する日以後の日までの休止
- 2 前項の規定による届出があった定期報告対象特定建築物等について、市長が当該定期報告対象特定建築物等の状況に照らし安全上、防火上又は衛生上支障がないと認める場合（同項の規定による届出を行う日の前日までの間にあるものに限る。）にあっては、特定建築物に係る定期報告、特定建築設備等に係る定期報告又は工作物に係る定期報告を要しないものとする。
- 3 第1項の規定による届出に係る定期報告対象特定建築物等の所有者は、当該定期報告対象特定建築物等の使用を再開しようとするときは、当該再開する日の3日前までに、第4号様式の4の定期報告対象特定建築物等の使用再開届に、定期報告対象特定建築物にあっては省令第5条第3項に定める書類を、特定建築設備等にあっては省令第6条第3項に定める書類を、政令第138条の3に規定する昇降機等にあっては省令第6条の2の2第3項に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、定期調査、定期検査又は工作物に係る検査の時期は、昇降機である特定建築設備等及び政令第138条の3に規定する昇降機等にあっては当該届出を行う日前1箇月以内、定期報告対象特定建築物及び昇降機以外の定期報告対象特定建築設備等にあっては当該届出を行う日前3箇月以内でなければならない。